

商品概要説明書

SDGs 取扱商品 子育て応援定期積金

(令和5年4月1日現在)

商品名	・子育て応援定期積金（定額式）
ご利用いただける方	・個人の方で、「さんさんパスポート」を提示された方 ※「さんさんパスポート」の名義人本人に限ります。（父・母どちらも可能） ※「さんさんパスポート」とは、県内に在住する3人以上の子どもをもつ家庭を応援する制度で、県内の店舗または施設で使え、店頭で提示するとサービス・特典が受けられます。
取扱期間	・令和4年4月1日から令和7年3月31日まで ※第3子パスポート事業実施要綱により取扱の停止または廃止された場合は、その期日までに預入れたものを対象とします。
掛込期間	・1年以上10年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月のみとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。（月割計算） ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
特典	・金利上乘せ（初回満期時まで適用） 店頭表示金利+年0.20% ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日に税引後受取額を指定口座へ自動振替することができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p> <p>岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・自動化機器によるご契約はできません。 ・この商品は、第 3 子パスポート事業実施要綱により取扱うものであり、要綱の改定・廃止等により商品内容が変更となる場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 香川県